別表（第2条、第3条関係）

（新）　生駒市国民健康保険税減免基準表

<table>
<tr><th>減免理由</th><th>判定基準</th><th>減免割合</th><th>添付書類</th></tr>
<tr><td>1 不慮の災害による減免
（第2条第1号関係）</td><td>不慮の災害（震災、風水害、火災その他これらに類するもの）により、生活の基礎となる家屋に次に掲げる程度の損害を受けた場合。ただし、保険金、損害賠償金等で補填される金額を除く。
(1) 当該家屋の価額の4/10以上の価値を減じたとき。
(2) 当該家屋の価額の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき。
(3) 大規模災害（激甚災害として政令で指定された災害に限る）が発生した場合で、市長が特に必要があると認めるとき。</td><td>減免理由発生月以後の当該年度における未到来の納期に係る保険税の
(1) 所得割額を免除する。
(2) 所得割額の4/10を減額する。
(3) 所得割額、均等割額及び平等割額の10/10以内の額を減額する。
減免適用期間等については、大規模災害にあっては法令等国の方針に従い、その他の災害にあってはその都度市長が定める。</td><td>・り災届出証明書等災害を証明する書類</td></tr>
<tr><td>2 失業による減免
（第2条第2号関係）</td><td>納税義務者等が倒産若しくは廃業又は本人の意志に反した人員整理、又はそれと同等の理由により職を失い、かつ、住民基本台帳上の世帯全員の総所得（公的年金を除く）が申請時点において被保険者数×43万円で計算された金額（以下「判定基準」という。）以下の場合。ただし、早期退職優遇制度によるもの、企業経営主体の交代によるもの、契約期間満了によるもの、定年によるもの、自己都合によるものその他自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。
なお、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による失業給付の受給終了後において、なお無職であるときに限る。</td><td rowspan="2">減免理由発生月（失業による減免の場合は離職日の翌日の属する月を、疾病又は負傷による減免の場合は左の判定基準にある90日の起算日の属する月をいう）から最長12月間、申請時点で納期未到来の当該年度の保険税の勤労所得（給与所得及び事業所得に限る）に係る所得割額を下の表に基づき免除する。ただし、失業による減免で失業給付を受給している場合は、失業給付受給終了月の翌月以降が、減免対象となる。また、適用期間が2年度にまたがる場合は、次年度の当初納税決定通知書到達後、再度残りの期間について申請する必要がある。
<table><tr><th>所得割額区分</th><th>減免率</th></tr><tr><td>(1)住民基本台帳上の世帯全員の総所得（公的年金を除く）が皆無である場合</td><td>100%</td></tr><tr><td>(2)全被保険者が各々43万円以下の所得の場合</td><td>60%</td></tr><tr><td>(3)全被保険者のうち、いずれかが43万円を超える所得の場合</td><td>40%</td></tr></table></td><td>・解雇通知、雇用保険受給資格者証明書等、失業理由を明らかにできる書類
・税務署等提出の廃業届（無い場合は現地調査を要す）</td></tr>
<tr><td>長期の疾病又は負傷による減免
（第2条第2号関係）</td><td>納税義務者等が疾病又は負傷により就労不可能となり、連続した90日以上の期間、入院又は自宅療養が必要で、かつ住民基本台帳上の世帯全員の総所得（公的年金を除く）が申請時点において判定基準以下の場合。</td><td>・医師の証明書（本市指定の様式による。）
・医療費の領収書</td></tr>
<tr><td>3 身体障害者等及び母子家庭に関する減免
（第2条第3号関係）</td><td>住民基本台帳上の世帯全員の当該年度の市民税が非課税で、納税義務者等が
(1) 身体障害者手帳1、2級、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳1、2級の交付を受け、かつ障害基礎年金の1級又は2級の給付受給者に該当する場合。
(2) (1)に該当していた者が、老齢年金等の受給を開始したことで障害基礎年金の給付が停止した場合は、引き続き障害年金を受給しているものとみなす。
(3) 20歳未満の児童を養育している母子家庭に属している場合。</td><td>申請月以後の当該年度における未到来の納期に係る保険税の所得割額の3/10を減額する。
ただし、(2)に該当する者の公的年金所得は障害基礎年金と同等とみなし、当該公的年金に係る所得割額は免除とし、年金以外の所得について3/10を減額する。
また、一時的な所得に対しては、減免の対象外とする。</td><td>・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保険福祉手帳
・障害基礎年金証書
・母子医療証等</td></tr>
<tr><td>4 国民健康保険法第59条の規定による減免
（第2条第4号関係）</td><td>納税義務者等に療養の給付が行われない期間がある場合</td><td>理由発生月以後において、療養の給付が全く行われない月（暦）について保険税を免除する。</td><td>・在所証明書等</td></tr>
<tr><td>5 「旧被扶養者」に対する減免
（第2条第5号関係）</td><td>次のいずれにも該当する者の属する世帯の納付義務者
(1) 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
(2) 被保険者の資格を取得した日の前日において、社会保険等の被保険者（当該資格を取得した日において後期高齢者医療制度へ移行した者）の被扶養者であった者</td><td>1.旧被扶養者に係る所得割額について、資格取得日の属する月以後当分の間、これを免除する。
2.旧被扶養者に係る均等割額について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、1/2を免除する。ただし、7割・5割軽減該当世帯に属する旧被扶養者を除く。また、2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については、軽減前の均等割額の3/10を減免する。
3.旧被扶養者だけで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る平等割額について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次のとおり減免する。ただし、旧被扶養者の属する世帯が、7割・5割軽減該当世帯又は特定世帯である場合を除く。
(1)減額賦課非該当世帯: 1/2
(2)減額賦課2割軽減該当世帯: 軽減前の額の3/10
(3)減額賦課非該当の特定継続世帯: 特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割1/4軽減前の額の1/4
(4)減額賦課2割軽減該当の特定継続世帯: 特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割1/4軽減及び減額賦課2割軽減前の額の1/10</td><td>・社会保険等喪失証明書</td></tr>
<tr><td>6 その他市長が特に必要があると認める者に対する減免
（第2条第6号関係）</td><td>減免を必要とする場合で、特別の理由があるとき。</td><td>当該年度未到来の納期に係る保険税の所得割額に市長が定める割合を乗じた額を減免する。</td><td>・市長が特に必要と認める書類</td></tr>
</table>

減免処理手続上の注意事項

(1) 当該年度とは、減免申請日の属する年度をいう。
(2) 減免は、当該被保険者分の当該年度に係る保険税を対象とし、納付済みの保険税を除く。
(3) 減免申請が不慮の事故のために遅れた場合、必ずしも当該減免申請時点で納期未到来の保険税だけが減免対象となるとは限らない。
(4) 不慮の災害による減免及び国民健康保険法第59条の規定による減免を除き、減免と政令軽減との二重適用は行わない。ただし、政令軽減による減額よりも減免による減額分が多くなる場合は、その差額分のみを減免する